# 訪問介護契約書

この契約書は、 様 (以下「利用者」と略します。) と社会福祉法人 糸魚川市社会福祉協議会(以下「事業者」と略します。) は、事業者が提供するサービスの 利用等について、以下のとおり契約を締結します。

#### (契約の目的)

- 第1条 事業者は、介護保険法(平成9年法律第123号)その他関係法令及びこの契約書に 従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む ことができるよう、次のサービスを提供します。
  - ① 訪問介護 (「契約書別紙 (兼重要事項説明書) ①」)

#### (契約期間)

第2条 この契約の期間は、以下のとおりとします。

令和 年 月 日~令和 年 月 日

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

### (個別サービス計画の作成及び変更)

- 第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の 居宅サービス計画の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サ ービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当 たっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得、交付します。
- 2 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明の上、交付します。

#### (提供するサービスの内容及びその変更)

- 第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」のとおりです。
- 2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し 出があった場合、当該変更が居宅サービス計画の範囲内で可能であり、第1条に規定する 契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を 変更します。

- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門 員に連絡するなど必要な援助を行います。
- 4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

# (利用料等の支払い)

- 第5条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「契約書別紙(兼重要事項 説明書)」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。
- 2 利用料の請求や支払方法は、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」のとおりです。
- 3 利用者が、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。
- 4 利用者が支払わない時は、利用者の家族等に連絡をします。

# (利用料の変更)

第6条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### (利用料の滞納)

- 第7条 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、1ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。
- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の介護支援専門員及び利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を 講じます。
- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしな かったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

### (利用者の解約権)

- 第8条 利用者は、7日以上の予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。
- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間 を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。
  - 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもか

かわらず、これを提供しようとしない場合

- 二 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、 本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

### (事業者の解約権)

- 第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。
  - 一 利用者あるいはその家族が事業者及びその職員に対して、暴力、暴言などの不法行為 をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を 達することが著しく困難となった場合
  - 二 利用者が事業者の通常の事業(又は送迎)の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
- 2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の介護支援専門員及び必要 に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に 支障のないよう、必要な措置を講じます。

### (契約の終了)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。
  - 一 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が 満了した場合
  - 二 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
  - 三 第6条もしくは第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
  - 四 第7条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
  - 五 第9条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
  - 六 利用者が介護保険施設へ入所した場合
  - 七 利用者が特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型 居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
  - 八 利用者の要介護状態区分が自立となった場合
  - 九 利用者が死亡した場合

#### (損害賠償)

- 第11条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。
- 2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
- 3 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

なお、第9条による解除の場合には、損害賠償の責任を負いません。

# (守秘義務)

- 第12条 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は 利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終 了後においても、第三者には漏らしません。
- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- 3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画 立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員及び居宅サービス事業者との連 絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する 支援等に関する法律(平成17年法律124号)に定める通報ができるものとし、その場 合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

# (苦情処理)

- 第13条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも いたしません。

## (サービス内容等の記録の作成及び保存)

- 第14条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。
- 2 利用者及び利用者の後見人(必要に応じ利用者の家族を含む)は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

### (契約外条項)

第15条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり、居宅介護サービスに関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、 それぞれ1部ずつ保有します。

令和 年 月 日

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

また、第12条第3項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

利用者 住所 糸魚川市

氏 名

印

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者 住 所

氏 名

印

本人との続柄

(事業者) 私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に 責任をもって行います。

事業者住所 糸魚川市寺町4丁目3番1号

事業者(法人名) 社会福祉法人 糸魚川市社会福祉協議会 代表者職・氏名 会長 加藤 美也子 印

(立会人) 私は、(※利用者との続柄) として、この契約に立ち会いました。

住所

氏 名

印

(家族代表) 私は、第12条第3項に定める利用者の家族の個人情報の使用について、 同意します。

家族代表 住 所

氏 名

印

# 訪問介護契約書別紙(兼重要事項説明書)①

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

# 1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 糸魚川市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒941-0058 糸魚川市寺町4丁目3番1号
代表者(職名・氏名)	会長 加藤 美也子
設立年月日	平成17年 3月 1日
電話番号	025-552-7700

# 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	介護センターにじ		
サービスの種類	訪問介護		
事業所の所在地	〒941-0051 糸魚川市押上2丁目9番65号		
電話番号	0 2 5 - 5 5 0 - 1 0 2 5		
指定年月日・事業所番号 平成17年 3月 1日打		1571500444	
管理者の氏名	加藤 朋子		
通常の事業の実施地域	糸魚川市		

# 3. 事業の目的と運営の方針

	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅にお
事業の目的	いて自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を
尹未の日町	図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス
	を提供することを目的とします。
	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その
	他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域
運営の方針	の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介
	護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のた
	め、適切なサービスの提供に努めます。

# 4. 提供するサービスの内容

訪問介護は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、 洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を		
	高めるための介助や専門的な援助を行います。		
	例)起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、		
	清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など		
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。		
	例)調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など		

# 5. 営業日時

営業日	年中無休
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
サービス提供時間	午前7時から午後9時まで

### 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 10人 非常勤 11人
介護職員初任者研修課程 修了者	常勤 0人 非常勤 3人

# 7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名
--------------

### 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、<u>原則として基本利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割または3割)の額です。</u>ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

# (1)訪問介護の利用料 別表にて

#### (2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日まで	無料
利用予定日の当日	1,000円

### (3) 支払い方法

上記 (1) から (2) までの利用料 (利用者負担分の金額) は、1 ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた 後、30日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等		
口座引き落とし サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直後の平日) あなたが指定する下記の口座より引き落とします。			
現金払い	サービスを利用した月の翌月の25日までに、現金でお支払いください。		

#### 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 氏名(利用者との続柄)		
(家族等)	電話番号	

#### 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

#### 11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 025-550-1025	
	面接場所 糸魚川市押上2丁目9番65号	
	介護センターにじ 応接室	
	争未別怕畝心口	苦情窓口担当者 訪問介護管理者 加藤 朋子
		苦情解決責任者 事務局長 渡辺 忍
	受付時間 平日午前8時30分から午後5時まで	

## (2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、当事業所への苦情やご意見は、「第三者委員」に相談することもできます。

〈第三者委員〉

氏	名	連絡先	電話番号
山岸	正 光	糸魚川市横町1-1-25	5 5 2 - 1 9 5 8
久保田	幸 利	糸魚川市筒石30	567-2129
松澤	ハツヱ	糸魚川市今村新田664	562-5117

(3) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	糸魚川市福祉事務所	電話番号	5 5 2 - 1 5 1 1
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号	0 2 5 - 2 8 5 - 3 0 2 2

# 12. 第三者による評価の実施状況等

第三者による評価の 実施状況	1 あり	あり	実施日		年	月	Ē	3
			評価機関名称					
			結果の開示	1	あり		2	なし
	2	なし						

### 13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
  - ① 医療行為及び医療補助行為
  - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
  - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに 担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 所在地 糸魚川市寺町4丁目3番1号

事業者(法人)名 社会福祉法人 糸魚川市社会福祉協議会

代表者職・氏名 会長 加藤 美也子 印

説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。 また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利 用 者 住 所 糸魚川市

氏 名

印

署名代行者(又は法定代理人)

住 所

本人との続柄

氏 名

印

立会人住所

氏 名

印

### 【基本部分】

	サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(自己負担1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
身体介護中心型	20分未満	1,630円	163円
	20分以上30分未満	2,440円	2 4 4 円
	30分以上1時間未満	3,870円	3 8 7 円
	1時間以上1時間30分未満	5,670円	5 6 7円
	1時間30分以上	30分増すごとに820円を加算	30分増すごとに82円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算 定する場合		25分増すごとに670円を加算 (身体介護の所要時間が20分以上 の場合に限る。)	25分増すごとに67円を加算
生活援助中心型	20分未満		
	20分以上45分未満	1,790円	179円
	45分以上	2,200円	220円

- (注1) 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、<u>同時に 2人の訪問介護員等</u>がサービス提供した場合は、上記基本利用料の<u>2倍の額</u>となります。 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- (注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の<u>支給限度額を超えて</u>サービスを利用する場合は、<u>超えた額の全額</u>をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

#### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

		加算額			
加算の種類	加算の要件	基本利用料	利用者負担金 (自己負担1 割の場合)		
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円		
生活機能向上連携 加算 I	サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合(1月につき)	1,000円	100円		
生活機能向上連携 加算 Ⅱ	指定訪問リハビリテーション事業所、指定 通所リハビリテーション事業所又はリハビ リテーションを実施している医療提供施設 の医師、理学療法士、作業療法士又は言語	2,000円	200円		

	聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、			
	指定通所リハビリテーション等の一環とし			
	て利用者の居宅を訪問する際にサービス提			
	供責任者が同行する等により、共同して利			
	用者の心身の状況等を評価した上で生活機			
	能向上を目的とした訪問介護計画を作成			
	し、連携してサービス提供した場合(1月			
	につき)			
緊急時訪問	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に	1 0 0 0 H	1.0.0 Ш	
介護加算	サービスを提供した場合(1回につき)	1,000円	100円	
	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価			
	を実施した場合において、利用者の同意を			
口腔連携強化加算	得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に	500円	5 0 円	
	対し、当該評価の結果を情報提供した場合			
	(1月に1回に限る)			
	夜間(18時~22時)又は早朝(6時~	I === +++ ILus	() = 0 <b>=</b> 0/	
夜間・早朝、	8時)にサービス提供する場合	上記基本部分の25%		
深夜加算	深夜(22時~翌朝6時)にサービス提供	上記基本部分の50%		
	する場合			
	当該加算の体制要件、人材要件及び重度要	1 == ++ 1.4m // = 0 0 0/		
特定事業所加算I	介護者等対応要件を満たす場合	上記基本部分の20%		
	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす	[ == ++-L-+= /\		
特定事業所加算Ⅱ	場合	上記基本部分の10%		
	当該加算の体制要件及び重度要介護者等対			
特定事業所加算Ⅲ	応要件を満たす場合	上記基本部分の10%		
	当該加算の体制要件及び重度要介護者等対	上記基本部分の3%		
特定事業所加算IV	応要件を満たす場合			
	当該加算の体制要件及び重度要介護者等対	上記基本部分の3%		
特定事業所加算V	応要件を満たす場合			
介護職員処遇改善	/ S / T C   1 / 1 / 2 / 2 / 2	1月の利用料金	の24.5%(基本	
加算 I ※		料金+各種		
介護職員処遇改善		1月の利用料金		
加算Ⅱ ※		料金+各種		
介護職員処遇改善	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金の18.2% (基本		
加算Ⅲ ※		料金十各種加算減算)		
介護職員処遇改善		1月の利用料金の14.5% (基本		
加算IV ※		料金+各種		
/# <del>#</del> ₩		竹亚门竹里	/#开炒开/	

<sup>(</sup>注)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。